

岩内町地域公共交通網形成計画の概要

1. 経緯

平成28年3月30日作成

平成28年3月30日公表

2. 岩内町地域交通網形成計画の区域

計画の区域は、岩内町全域とする。

3. 岩内町地域公共交通網形成計画に関する基本方針

地域公共交通は「まちづくりの要」といった認識にたち、「まちづくり」の観点から、町、地域住民、交通事業者、関係機関などの連携のもと、将来にわたり持続可能な町にとって望ましい公共交通網の形成を目指す。

4. 岩内町地域公共交通網形成計画の目標

- ・町内を面的にネットワークする新たな公共交通網の形成
- ・公共交通利用促進・活性化に向けた情報発信・取り組みの強化・充実
- ・地域が一体となった取り組みの展開
- ・広域移動を支える路線の維持・確保

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・岩内町コミュニティバスの運行（岩内町、運行事業者）
- ・町内路線網の検証・再編の実施（岩内町、運行事業者）
- ・コミュニティバス利用者から自由な意見や要望を受け止めるため目安箱の設置（岩内町）
- ・路線バスのルート図や時刻表、運賃、利用案内、車窓からの景観やバスの行き先にある観光情報等をまとめた「バス利用まるごとガイド」等の作成（岩内町）
- ・バスの乗り方教室の開催（岩内町、運行事業者）
- ・有料広告の設置（岩内町）
- ・商店街連合会との連携（岩内町、運行事業者、商店街連合会）
- ・観光面におけるハイヤー・タクシーとの連携（岩内町、ハイヤー・タクシー事業者、観光施設等）
- ・地域が一体となって停留所を維持・管理していく「おらが停留所」の推進（岩内町、地域住民、商店街連合会等）

- ・既存施設との連携（岩内町、運行事業者、各施設）
- ・路線維持のための運行補助の実施（岩内町）
- ・公共交通による市町村情報の発信（岩内町）

6. 計画期間

平成28年度～平成32年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有（平成26年2月25日、名称：岩内町地域公共交通活性化協議会、構成員：26名）

8. 法第5条7項に定められている関係者との協議

平成28年3月18日

9. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

- ・岩内町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、10回にわたって協議会で議論を行った。
 - ・岩内町社会福祉協議会
 - ・岩内町老人クラブ連合会
 - ・岩内町身体障害者福祉協会
 - ・岩内女性の会
 - ・岩内商工会議所 中小企業相談所
 - ・いわない商店街連合会
 - ・岩内観光協会
- ・平成28年1月15日に開催された岩内町老人クラブ連合会の新年会に参加し、コミュニティバスを利用しなかった方にアンケート調査を行い、80名の方々から意見を頂いた。
- ・意見募集を平成28年3月4日から平成28年3月17日まで行った結果、意見はなかった。

10. その他

- ・地域内フィーダー系統確保維持事業
- ・計画推進事業